

平川市利用者負担(保育料)基準額表 3歳未満児(3号認定)

各月初日の子どもの属する世帯の区分		月額利用者負担基準額		(参考) 国が定める利用者負担基準額			
階層区分	定義(父母等の税額の合計)	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
第3階層	市町村民税均等割のみ課税の世帯	ひとり親等の世帯	5,500円	5,450円	9,000円	9,000円	
		ひとり親等の世帯以外の世帯	12,000円	11,900円	19,500円	19,300円	
第4階層	市町村民税所得割の範囲	ひとり親等の世帯	5,500円	5,450円	9,000円	9,000円	
		ひとり親等の世帯以外の世帯	16,000円	15,900円	19,500円	19,300円	
第5階層		48,600円以上 72,800円未満	ひとり親等の世帯	5,500円	5,450円	9,000円	9,000円
			ひとり親等の世帯以外の世帯	20,000円	19,800円	30,000円	29,600円
第6階層		72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等の世帯	5,500円	5,450円	9,000円	9,000円
			ひとり親等の世帯以外の世帯	24,000円	23,700円	30,000円	29,600円
第7階層		77,101円以上 97,000円未満	ひとり親等の世帯	24,000円	23,700円	30,000円	29,600円
			ひとり親等の世帯以外の世帯	28,000円	27,600円	44,500円	43,900円
第8階層		97,000円以上 133,000円未満	ひとり親等の世帯	32,000円	31,600円	61,000円	60,100円
第9階層		133,000円以上 169,000円未満	ひとり親等の世帯	35,000円	34,500円	80,000円	78,800円
第10階層		169,000円以上 235,000円未満	ひとり親等の世帯	36,000円	35,500円	104,000円	102,400円
第11階層		235,000円以上 301,000円未満	ひとり親等の世帯	38,000円	37,500円		
第12階層	301,000円以上 397,000円未満	ひとり親等の世帯	40,000円	39,400円			
	397,000円以上	ひとり親等の世帯					

※1 4～8月分は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月までは当該年度の市町村民税額に基づいて階層を決定します。

※2 利用者負担額決定に係る市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。

※3 4月1日現在の年齢が基準となるため、入所日以降に誕生日を迎えても年度内の利用者負担額は変わりません。

※4 この表において「ひとり親等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児(者)を有する世帯(身体障害者手帳、愛護手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者)